

令和4年度

茂原市健全化判断比率審査意見書

茂原市資金不足比率審査意見書

茂原市監査委員

茂 監 第 4 5 号
令和 5 年 8 月 9 日

茂原市長 田中 豊彦 様

茂原市監査委員 風 戸 博 恭
茂原市監査委員 細 谷 菜穂子

茂原市健全化判断比率及び資金不足比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和5年7月14日付け茂総務第48号にて審査に付された令和4年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出します。

健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度茂原市健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月14日から令和5年8月9日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、健全化判断比率は、財政健全化計画の策定が義務付けられる早期健全化基準を下回っていることが認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.54	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.54	30.00
③実質公債費比率	11.0	25.0	35.0
④将来負担比率	81.9	350.0	

- ※ 令和4年度決算における本市の標準財政規模は、18,980,335千円である。
- ※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が「—」となっているのは、算定の基礎となる赤字額がないことを表す。
- ※ 地方公共団体は、上記の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合、財政健全化計画を定めなければならない。
(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条第1項)

①実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体の財政的な健全性を図るための指標である。

(参考) 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

令和4年度の本市の一般会計等の実質収支は、815,473千円の黒字となったことから、実質赤字比率は算定されなかった。

※ 一般会計等とは、一般会計と一般会計等に属する特別会計(公債管理特別会計等)から構成されるが、本市においては、一般会計等に属する特別会計がないため一般会計のみで算定されている。

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、一部の会計にとどまらず、公営事業会計を含むすべての会計を対象とし、その連結実質赤字額が標準財政規模に対してどれくらいの比率になるかを示したものであり、地方公共団体全体の財政的な健全性を図るための指標である。

(参考) 算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

令和4年度の本市の実質収支は、すべての会計において黒字となり、その実質収支及び資金剰余額の合計は、1,612,131千円の黒字となったことから、連結実質赤字比率は算定されなかった。

※ 本市におけるすべての会計は下記のとおり(会計区分のイメージ参照)

【一般会計等】

- ・一般会計

【公営事業会計】

(一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計)

- ・国民健康保険 ・介護保険 ・後期高齢者医療 ・駐車場

(公営企業会計・公営企業に係る会計)

- ・下水道(法適用企業) ・下水道(農業集落排水・法非適用企業)

(会計区分のイメージ)

一般会計等	1①. 一般会計		実質赤字比率	実質公債費比率	
	1②. 一般会計等に属する特別会計	公債管理 母子寡婦福祉資金貸付 勤労者福祉共済 その他事業			
公営事業会計	2. 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計（このほか組合等の会計を含む）	
					① 国民健康保険
					② 介護保険
					③ 後期高齢者医療
					④ 農業共済
					⑤ 老人保健医療
					⑥ 介護サービス
					⑦ 駐車場
					⑧ 交通災害共済
					⑨ 公営競技
					⑩ 公立大学附属病院
⑪ 有料道路					
公営企業会計	3. 公営企業に係る会計 (地公企法を適用する事業 又は 地財令第46条の事業)		資金不足比率(会計ごとに算定)		
					① 水道事業
					② 簡易水道
					③ 工業用水道
					④ 軌道
					④ 自動車運送
					④ 鉄道
					④ 船舶運航
					⑤ 電気
					⑥ ガス
					⑦ 港湾整備
					⑧ 病院
					⑨ 市場
					⑩ と畜場
⑪ 宅地造成					
⑫ 下水道					
⑬ 観光施設					
⑭ その他法適用事業					

第5 審査の意見

令和4年度の健全化判断比率は、全てにおいて早期健全化基準を下回っている。

過去3か年平均で算定される実質公債費比率は、令和4年度（令和2年度から令和4年度の平均）は11.0%であり、令和3年度（令和元年度から令和3年度の平均）と比較して0.4ポイント上昇（悪化）した。3か年平均の比率の差は、その要因となる令和元年度と令和4年度の比較において、普通交付税等の増により分母が増加したものの、元利償還金等の増により分子がそれ以上に増加したことによるものである。

また、令和4年度の将来負担比率は81.9%であり、令和3年度と比較して2.4ポイント低下（改善）した。これは、比率算定において、標準財政規模の減により分母が減少したものの、地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額など将来負担額の減少により分子がそれ以上に減少したことによるものである。

今後、公共施設の老朽化対策や長生郡市広域市町村圏組合の大規模事業等による財政需要の更なる増加が見込まれる中、財政調整基金等の取崩しによる基金額の減少が懸念され、予断を許さない状況であることから、様々な手法を検討し積極的な歳入の確保に努めるとともに、事業の選択と集中により更なる合理化・効率化を図り、健全かつ持続可能な財政運営に努められたい。

資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度茂原市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月14日から令和5年8月9日まで

第3 審査の方法

審査に付された令和4年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを検証するため、算定根拠資料との照合を行うほか、関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

また、資金不足比率は、下水道事業会計、特別会計農業集落排水事業費ともに資金不足額が生じていないため算定されなかった。

資金不足比率の状況

(単位：%)

	区 分	令和4年度資金不足比率	経営健全化基準
法適用	下水道事業会計	—	20.0
法非適用	特別会計 農業集落排水事業費	—	20.0

(参考) 算式

$$\text{資金不足額} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※ 地方公共団体は、上記の資金不足比率が経営健全化基準以上である場合、経営健全化計画を定めなければならない。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項)

第5 審査の意見

令和4年度の資金不足比率は、各会計において資金不足額が生じていないため算定されなかった。

しかしながら、今後も施設設備の老朽化による維持管理や更新の費用増加が見込まれることから、財源の確保に十分留意し、経営基盤の強化に取り組まれない。

下水道事業会計においては、財務諸表から経営状況を正確に把握したうえで、経年比較や他市との比較等による客観的分析を行いながら、改めて課題を整理し、経済性の発揮に一層努められたい。

また、農業集落排水事業会計においては、令和6年度から公営企業会計へ移行されることから、公営企業会計へ移行するメリットを明確にしたうえで、健全な経営に向けた確かな財務情報を入手することができるよう、先行実施している下水道事業会計を参考にしながら、遺漏のないよう進められたい。